

朝霞市条例第 8 号

朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例（平成 12 年朝霞市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とする。

第 6 条第 1 項中「第 6 号」を「第 4 号」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 5 号」に改める。

第 8 条第 1 項第 4 号中「第 6 号」を「第 4 号」に改める。

第 9 条中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした改正前の第 3 条第 5 号及び第 6 号に係る利用申請又は利用許可に限り、施行日の前日をもって取下げし、又は終了したものとみなす。